

2010.03.08

健康食品の表示についての意見

神山美智子

1 特定保健用食品制度の見直し

- ① 制度の透明化
申請・許可・不許可・取り下げ等情報のデータベース化及び公開
申請書添付資料の公開
- ② 特定の保健用の途とは何か。見直しの必要性
血圧・血糖に対する用途は削除
食生活改善に資するとは何か
- ③ 許可条件の明確化・申請に必要な資料の厳格化
- ④ 医薬品との相互作用確認及び注意表示の義務
- ⑤ バランスのとれたと食生活が大切であることの周知
- ⑥ 薬剤師、栄養士などによる対面販売の必要性
- ⑦ 特定の保健の用途の表示方法の改善
- ⑧ 公益通報や消費者からの申し出窓口の整備
通報や申し出を許可見直しの端緒とする制度保障
- ⑨ 一時的に表示許可を停止できる制度の必要性
- ⑩ 特定保健用食品の広告宣伝の規制（効能効果という文言を使用した例あり）

2 いわゆる健康食品について

- ① 氾濫する機能の広告・宣伝の実態調査をまず行う必要
個人の感想として効能効果をほのめかす宣伝多数
- ② 栄養機能食品以外のカプセル・錠剤型食品について、一切の機能の広告
禁止を徹底すること
- ③ 健康食品という名称を禁止すること
- ④ 商品名、会社名で効果をほのめかしている商品もある
- ⑤ 健康増進法の虚偽誇大広告の禁止条文、景品表示法の優良誤認表示の禁
止条文の整理見直し
- ⑥ 健康食品による被害補償制度創設（同じジョンソンズステープルス症候
群を発症しても、医薬品にはある副作用被害救済制度がない）
- ⑦ 公益通報、消費者からの申し出窓口の整備